



山口市では、 統計調査員を募集しています

統計調査員とは？

「国勢調査」をはじめとする様々な統計調査において、調査対象の世帯や企業・事業所を訪問し、調査内容の説明、調査書類の配布・回収・点検などを行う方です。

統計調査から得られた結果は、私たちの暮らしをより良くするための行政施策の基礎資料となるほか、広く一般にも公表され、民間企業や大学・研究機関でも活用されています。

統計調査員の身分・報酬・表彰

(1) 身分

統計調査期間中は非常勤の公務員として任命されます。統計法により、職務上知り得たことに関して守秘義務が発生します。

(2) 報酬・補償

報酬は調査内容や担当件数により異なりますが、1調査あたり概ね 2～5 万円程度です。万一調査活動中に事故に遭いケガをされた場合等は、法律や条例の規定に基づき、公務災害補償が適用されます。

(3) 表彰

特に功績の顕著な調査員は、叙勲・褒章の対象となっているほか、国務大臣、県知事、市長からの表彰制度もあります。

統計調査員になるには？

統計調査員として活動するには、あらかじめ、市役所で説明・面接を受け、統計調査員として登録していただく必要があります。

下記の応募要件をご確認のうえ、山口市デジタル推進課統計調査担当までご連絡ください。

登録された後、各統計調査について市から個別に依頼しますので、日程や地域等の条件が合う場合、従事をお願いいたします。

応募要件

次のすべてを満たす方であれば、どなたでも応募できます。

- ・原則として 20 歳以上の方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・調査によって知り得た秘密の保護ができる方
- ・税務、選挙、警察業務に直接関係がない方
- ・暴力団員その他反社会的勢力に該当しない方

※注意

統計調査によっては、調査員を必要とする人数が少ない場合もあり、登録された方全員に毎回仕事をお願いできるとは限りません。

また、調査員業務は統計調査ごとに発生し、年間を通じて従事する形態ではありません。

◆お問い合わせ先◆

〒753-8650 山口市亀山町2番1号(1階)
山口市役所デジタル推進課 統計調査担当
電話：083-934-2748 FAX：083-932-1779
Mail：digital@city.yamaguchi.lg.jp



1 調査あたり
約3か月の活動
※調査により異なる

統計調査員の仕事の流れ

市役所から統計調査の依頼があり、調査を引き受けた場合、概ね以下の流れで調査員として活動していただきます。

なお、調査員の仕事は、定められた期間内に責任を持って実施していただく必要がありますが、家事や本業の合間など、ある程度、ご自分のペースで活動していただけます。

① 市役所等が開催する説明会への出席

実施される統計調査に関する説明会に出席し、具体的な調査員活動を理解します。

② 担当する調査区の範囲と調査対象（世帯や事業所）の確認

担当する調査地域の範囲を確認し、配布する調査書類の準備を行います。

③ 調査書類の配布および回答の依頼

調査対象となる世帯や事業所を訪問し、調査内容の説明や調査書類の配布を行い、回答を依頼します。

④ 調査票の回収等

調査票の回収や督促等、必要に応じ、調査書類を配布した世帯や事業所を再訪問します。

⑤ 回収した調査票の検査・整理、書類提出

調査票を検査・整理し、提出書類一式を所定の期日までに市役所等に提出します。

Q & A

Q1 統計調査員は、いつ募集しているの？

統計調査員の募集は通年で行っています。

統計調査員の活動に興味のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

Q2 登録してすぐに統計調査に従事できるの？

登録していただいても、すぐに統計調査に従事できるとは限りません。

調査の種類によって、必要とする統計調査員の人数や地域が異なりますので、調査実施ごとに市役所から登録されている方にご連絡させていただきます。

Q3 統計調査の経験がないけど、大丈夫？

統計調査の経験がない方でも大丈夫です。

調査に従事していただく前に、調査の手順等を丁寧に説明します。

Q4 活動する場所はどこ？

調査に従事していただく地域は山口市内となりますが、統計調査員登録の面接の際に、活動できる地域を教えていただければ、その範囲内で担当していただきます。

（調査区の境界は、自治会の境界とは異なる場合があります。）

